

協議第15号

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて提出する。

平成15年12月17日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村政行

協定項目	1 2	条例、規則等の取扱いについて
<p>2町が制定している条例、規則等については、次のとおり調整する。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 合併協議会で確認された事務事業に関する条例、規則等については、それぞれの調整方針に従って整備する。2. 2町が同一又は1団体のみが制定している条例、規則等については、原則として現行のとおりとする。3. 類似又は相違している条例、規則等については、どちらかを基本に調整統一する。4. 条例、規則等の制定にあっては、新町における事務事業に支障をきたさぬよう次の区分により整備する。<ol style="list-style-type: none">ア. 合併と同時に町長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの。イ. 従来、旧町で施行されていた条例、規則等を引き続き暫定的に施行させる必要があるもの。ウ. 合併後、逐次制定し、施行させるもの。エ. 廃止すべきもの。		

平成 年 月 日確認・継続審議